

落語家

柳家三三三

×

永野厚郎

最高裁判所事務総局民事局長



対談「江戸の知恵の結晶—落語と調

停制度90周年を迎えて、若手の古典落語本格派としてご停について永野民事局長と語り合っていました。

名奉行の判断と調停の心

永野 本日は、お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。

落語と裁判といいますと全く相容れないような気もいたしますが、実は、大正11年の発足から今年で90周年を迎える調停制度のルーツは江戸時代に遡り、江戸の庶民の生活や人情を反映させて今日まで至ったという意味では落語と共通するように思われます。本日は、落語と調停を重ね合わせながら、民事調停の特

色や今後の課題などについて考えていきたいと思います。

さて、先日師匠の高座を拝見し、大変巧みな語り口調に、思わず江戸時代の庶民生活に引き込まれたのですが、あれは「佐々木政談」という演目でしたよね。

柳家 そうです。市中を見回っていた町奉行佐々木信濃守が、お奉行様ごっこをしている子供たちの中にとんちのきく子がいるのを見つけて奉行所に呼びます。その子は平気なのですが、親や大

停のこれまでとこれから」

活躍の柳家三三さんをお招きし、落語と調

家、町役人などの町の世話役はまづいことになったとびくびくしながらついていきます。しかし、奉行所でその子がお奉行様の質問をとんちでうまく切り返し、お奉行様に取り立てられて侍になるという出世噺です。

永野 奉行所は、庶民からするとおっかない場所だけれども、子供が遊びに取り入れるほどなじみがあるということでしょうか。師匠は、裁判についてどんな印象をお持ちですか。

柳家 お裁きというと、落語のネタや時代

劇で取っつきやすい印象がありますが、裁判と聞くと構えてしまいますね。今回の対談の御連絡を郵便でいただきましたが、封筒に「最高裁判所」とあるので、家族が何をしたんだと大あわて、「佐々木政談」みたいでした（笑）。

永野 それはご心配をおかけしました（笑）。裁判というと本格的に争う訴訟を思い浮かべますよね。ところで、師匠は、裁判所には訴訟のほかに調停という制度があることをご存じでしたか。

柳家 聞いたことはあると思うのですが、よく知らないんです。

永野 法廷で証人尋問をしているシーンは、ドラマや映画でもおなじみだと思いますが、訴訟は、平たく言いますと、裁判官が法廷で証拠調べをして、どちらの言い分が正しいのかを法律に従って判決で白黒決着をつけます。ところが、調停は、裁判官だけではなく、民間の方である調停委員2名が加わります。主として当事者と接するのは調停委員といってもいいかもしれません。調停委員は、会議室のような小部屋で、両方の言い分をそれぞれ聴いて、法律だけではなく、常識や良識を踏まえて話し合いを勧めます。当事者は、自分の言い分を調停委員に話せばよく、普通は事前に書類を作る必要もありませんし、申立費用も訴訟より安くなっています。さらに、ほとんどの事件が3か月くらいで終わっています。

柳家 法律も押さえつつ、円満に、将来に向かった解決が図られるということですね。そういえば、落語に「大工調べ」という噺があります。腕はいいが少しぼお



柳や家な 三ぎ三や 三さん三ざ

【柳家 三三（やなぎや さんざ）】

落語家。神奈川県出身。

平成5年3月10代目柳家小三治に入門し、平成16年につかん飛切落語会若手落語家「大賞」受賞。平成18年3月に真打昇進後、平成19年には第62回文化庁芸術祭大衆芸能部門「新人賞」を受賞し、平成22年に花形演芸大賞「大賞」を受賞するなど、若手の本格派として活躍中。

っとしている大工の店子が家賃を払わないので、大家さんが大工道具を持って帰っちゃうんです。大工の棟梁が仲介しようとするのですが、よけいなことを言ったばかりに棟梁と大家のけんかになります。大岡越前守が出てきて、初めは大家の言い分が正しいと言います。しかし、「大家は質屋ではないのに大工道具を質草に取るとはけしからん。本来は刑罰ものだが、今回は大工道具を取り上げた間の店子の稼ぎ分を店子に払えば許してやる。」とどんでん返しをする噺です。でも、お奉行様は、家賃をきちんと払え

と言いつつ、大家と店子がこれからもいい関係でいられるように、うまくフォローするんですね。

永野 両方に目配りした判断ですね。他にも、お奉行様が、紛争の全体を見渡して妥当な解決を探るといふ噺がいくつもありますよね。

柳家 例えば「鹿政談」という奈良が舞台の噺があります。鹿を殺すと死罪とされた時代に、豆腐屋が、おからを食べている鹿を犬と間違えて、追い払うつもりで殺してしまう。親孝行で正直者の豆腐屋を助けたいお奉行様は、殺された鹿がたまたま角が生え替わる時期で角が取れていたことから、「これは犬だ」という。「鹿だ」という役人に対して、「ならば、役人が鹿のえさ代を猫ばばしているから、鹿がおからを盗み食いしたと考えるが、そうすると役人を調べるぞ。」とあって、豆腐屋は犬を誤って殺したにすぎないという結論にして、円満解決する。「三方一両損」という有名な噺もそうですが、落語に出てくる名奉行のお裁きの噺は、押しなべて、円満に、将来につながるような解決がされ、かつ聞いている方が気持ちよくなる落としどころにもって行ってくれますね。その辺り、さっきから伺っている調停と重なる部分があるような気がします。

ところで、先ほど、調停には、裁判官だけではなくて調停委員という方もいらっしゃるということでしたが、調停委員というのはどういう方なんですか。



永野厚郎

【永野 厚郎 (ながの あつお)】

最高裁判所民事局長。

昭和58年判事補任官。以後、東京地裁判事、最高裁総務局課長、東京地裁判事部総括、司法研修所教官を経て、平成22年7月から現職。

永野 それぞれの地域で、様々な分野でご活躍された経験をお持ちの方になっていただいていますので、常識や良識をもって当事者の話を聴き、納得できる円満な解決案を示していただければと思います。例えば、会社経営者や教員、宗教家など、豊富な社会経験をお持ちの方々に加え、弁護士、医者や建築家などの専門家もおられます。「佐々木政談」にも町役人などが関わっていましたが、そんな風に地元に着した方々が紛争解決に参加されています。民事調停委員は、全国438か所ある簡易裁判所に合計約1万2千人おられ、年間約6万5千件の事件を扱っています。

江戸時代の紛争解決の在り方

永野 冒頭に、今の調停のルーツは江戸時代にあると言いましたが、江戸時代の民事訴訟は出入り筋(でいりすじ)と呼ばれ、お白州で奉行が審理をして裁許(さいきょ)という判決を出していました。しかし、当時の幕府は、できるだけ当事者間で、話し合いで解決する内済(ないさい)を勧めて、名主、五人組頭、大家などが間に立って内済を成立させようとしていたようです。内済が成立すると、証文を作って、奉行所がそれにお墨付きを与えていました。

柳家 なるほど、みんなが知恵を出し合って解決したものに、お上がお墨付きを与えるわけですね。

永野 「佐々木政談」でも「大工調べ」でも、何か揉め事があると、大家や棟梁に相談したり、奉行所に行くとなると町役人がついてきたりしていますね。そういう意味で、江戸時代は地域や職業でコミュニティがしっかりしており、そこで自律的に揉め事を解決していたようです。内済も、そのようなコミュニティの自治を利用したものです。

柳家 江戸時代はものすごく自治の能力が高かったという話は聞いたことがあります。人口に比べて警察関係の役人の数が少ない。外国の学者が調べてみると、当事者同士で解決している。話し合いの土壌がある上に、解決できないと面倒を見ている町役人とか五人組とかの責任になるようにしておいて、コミュニティ内で



【大ホール「正義」像の前にて】

収めるようにしたようです。それがうまく機能していたんですね。

調停と震災

永野 江戸時代の内済は、明治になって、裁判官とその地方の徳望家のペアで、合意を斡旋する勸解（かんがい）という制度になります。その後、いったん勸解制度は廃止されるのですが、大正11年、増加してきた住宅紛争を解決するのは訴訟ではなく、やっぱり勸解のようなものがないということで、調停制度ができたのです。翌年、関東大震災が起きまして、震災後には借地借家の紛争がたくさん起きたのですが、このとき1年間で約1万2千件の調停が申し立てられて、約9千件が解決されました。平成7年の阪神・

淡路大震災のときも、借地借家を中心に調停事件がたくさん申し立てられています。被災地ではお互い被害者ですから、お互い譲り合って紛争を解決する調停は、被災地の揉め事にふさわしい紛争解決手段だと思います。

柳家 今回の東日本大震災も、今は手を取り合ってがんばろうというところでしょうけれども、そうも言っていられなくなる時が来たときに、紛争を解決して次の生活にうまくつなげていくためには、紛争解決手段として調停がいいということになりますね。

永野 政府も、被災地に住所があった方が、震災が原因となった民事の調停を起こす場合には、平成26年2月末までの約3年間は、民事調停の申立手数料を無料にする政策を打ち出しています。調停によ

って、被災地の復興がうまく先に進むよう、裁判所も支援していきたいと考えています。

相手が耳を傾ける語り方とは

永野 揉め事を解決していくのはなかなか難しいんです。私が裁判官になりたてのころ、先輩から、「口跡がよくないと人をうまく説得できない。」と言われました。口跡という意味では、落語家の方はどのように話し方の訓練をなさるのでしょうか。

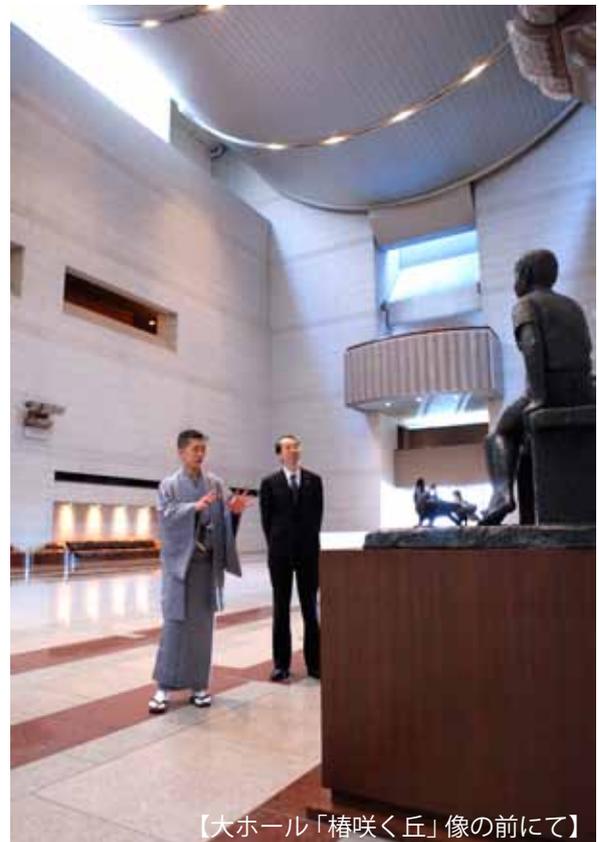
柳家 特に訓練のようなものはありません。落語家の稽古は、師匠に嘸を3回してもらって、次に今度は自分が師匠の前でその嘸をして、そのときに、声の大きさ、顔の向き、目線のやり方などは直されません。しかし、高座では、師匠と同じ語り方をしているはずなのに、お客様は、師匠のときは笑っても、自分のときは笑わない。新米の落語家でも、高座に上れば、1人で大勢のお客様を相手に話さなければならぬ。そんな中で、どうやったらお客様に楽しんでもらえるかを考えながら演っていくうち、次第に体で覚えるという感じでしょうか。

永野 揉め事は、結局は人と人との関係なので、解決するには人間に対する理解も重要だと言われています。落語家の方は、一つの嘸の中で何人もの登場人物になりきって、瞬時に演じ分けておられますが、普段から人間観察などをしておられるのでしょうか。

柳家 演じ分けるには、技術的な面と精神的

な面があります。技術的な面は、例えば、職人をやるときには、手を少し軽く握ってひざの上に置くと男っぽくなる、女をやるときには、手を重ねて肩のラインまできれいに見えるようにする、武士をやるときには、もものつけ根のほうにまで手を引いてひじを張ってみる。しかし、それは見かけだけのことです。落語の登場人物は、予め決められた台詞ではなく、そのとき初めて遭遇する場面で出た言葉を語るのですから、その登場人物の気持ちがお客様に伝わらないといけぬ。そのためには、外から動作を観察するだけではなく、人の心を推しはかるといえるのか、想像力を豊かにしてみることが大事だと思います。

演じ方、話し方という意味ではともか



【大ホール「椿咲く丘」像の前にて】



【大ホール「定礎石」の前にて】

永野 これは最高裁の建物の定礎石で、ここに刻まれた「1974」の数字は、この建物が建てられた1974年を意味しています。なお、この横の線の延長線上の一方は国立国会図書館、国会議事堂の中心へ、もう一方は国立劇場の中心へと続いています。

柳家 なんと、私は1974年生まれなんです。この建物と同年だなんて奇遇ですね。ところで、この縦の線はどこに…。

く、調停の場合も、人の気持ちを察して、それを踏まえてどういう結論を出せばどういうことになるかという想像力が必要なんでしょうね。

永野 そうですね。そして、それをうまく伝えるコミュニケーションの力も必要だと思います。日々そういうことに關心を持って努力していくしかないのでしょうね。

柳家 何でも興味を持つ、素直に心が動く、それが魅力のある人だと思います。落語のネタ自体もおもしろいのですが、同じ話をお客様がなぜ何度も聞きに来るのかというと、演者に魅力があるからだと思うんです。その人がしゃべるから、みんながうんうんと聞いたり、あははと笑ったりする。調停でも、同じ解決の方法を示しても、誰が言うかで、言われた方が納得できるできないがあるのではないのでしょうか。

永野 そのとおりですね。ところで、江戸時代から長い歴史を有する落語です

が、社会の移り変わりの中で、お客さんも変化しているのではないのでしょうか。

社会の移り変わりと落語や調停の変化

柳家 そうですね。古典落語の舞台は江戸時代というイメージが強いのですが、実は明治や大正の時代のものに舞台を移し替えた噺が多いのです。だから、第二次大戦前ころまでは、落語の中の出来事、風習、物の考え方をお客さんにすんなり受け入れてもらえて、1を言うと10を分かってもらえた。ところが、第二次大戦以降は社会の仕組みが大きく変わったので、噺の内容について、10を分かってもらうために、15も20も説明しないとイケないという部分もあります。

それから、江戸落語というのは東京ローカルの芸という面もありまして、

東京以外のところで落語をすると、江戸の粋とかが理解されないときがあるんです。そこで、江戸っ子らしさを大事にするか、人間の根本のおかしさを優先するのかという選択に迫られています。偉そうなコトを言っている僕も江戸っ子じゃないんですけどね（笑）。

永野 落語の世界も変化しているんですね。調停も、権利が強く主張されるようになっていたり、インターネットで簡単に法律に関する情報を入手できるようになったことから、単純に円満解決すればよいのではなく、法的に判断するとどうなるかを意識した上で解決して欲しいという要望が出てきているなどの変化がみられます。

日本の民事調停は、いろんな民事の紛争を、裁判官と民間の調停委員が一

緒になって話し合いによる解決を斡旋するという点で、外国にも例のない制度です。法的な枠組みと世間の良識とがうまくミックスされて、事案にあった柔軟な解決が得られることが、我が国の社会に合致していたのかもしれないね。その本質を活かしつつ、当事者の法的な結論も知りたいという思いに応えながら、当事者の自律的解決を促すことで、今後も民事調停が利用されていくのだろうと思っています。

柳家 先日の高座で、客席が100人しか入らないところに団体が80人入りました。60人が外国人で、20人が通訳です（笑）。落語をやっていると20人の通訳がしゃべるんですよ。日本語がわからないのに来ちゃった（笑）。でも、笑っていただける。人間



の本質的なところは、伝え方次第で伝わるものですね。これまで通用していたからというだけでは、新しい変化には対応できないこともあります。だからといって、ただ対応して曲げていくだけじゃなくて、ここは曲げちゃいけないという部分もあると思います。それを曲げちゃうと、大げさな言い方ですけども、文化というかその国の根本が変わってしまうというような。

永野 本質の部分を大事に守りながら、しかし少しずつ社会に対応させて変わっていくという姿勢は必要でしょうね。

このような世の中の動きにさらされているのは裁判所だけでなく、いろんな分野でいろんな人たちが、昔ながらのやり方でいくのか、社会の変化に対応させるために何を守り、何を变えて

いくのかの選択に迫られているのだろうと思います。

柳家 だからこそ、迷ったり困ったりするし、揉め事も生じる。それを解決してほしいければ、調停に行く。解決のために知恵を絞っているうちに、疲れて気分を変えたくになったら、落語を聴いてもらう（笑）。

永野 私も仕事に迷ったら、落語に寄らせていただきます（笑）。今回お話をうかがわせていただいて、すっかり落語の魅力に引き込まれてしまいました。古くからあるものの本質を見極めて、その良さを活かしつつ社会の変化に対応して発展させなければならないという意味で、落語も調停も同じなのだと思います。本日は本当にありがとうございました。



【大法廷裁判官席にて】